



柏崎市 定額減税調整給付金のご案内

調整給付金の支給を受けるには**手続きが必要**です

手続き方法について（以下の3つのうちいずれかお選びください）

1 オンライン申請をする場合（代理人が受給する申請はできません。）

【大切なお知らせ】
『定額減税調整給付金』
お知らせ 在中
早めに開封して、必ず中身をご確認ください。

左の封筒に同封された「柏崎市 定額減税調整給付金のご案内」に
オンライン申請用の二次元コード及びURLを掲載していますので、
そちらから申請を行ってください。

※調整給付金受給対象者のみ送付しています。

オンライン申請をする場合は、確認書等の返送は不要です。
また、24時間手続きが可能です。

2 調整給付金支給確認書（確認書）を返送する場合

確認書の記載内容を確認して、同封の返信用封筒にてご返送ください。

【提出書類】

□ 確認書

※「氏名」「確認日」「連絡先電話番号」「受取口座（裏面）」を
ご記入ください。

□ 本人確認書類の写し（マイナンバーカードや運転免許証など）

□ 口座のわかる通帳やキャッシュカードの写し

※通帳やキャッシュカードがない場合、口座のわかるパソコンやスマホの画面を撮影または
スクリーンショットしたものを添付してください。

～代理人が調整給付を受給する場合のみ同封～

□ 本人確認書類（代理人）の写し（マイナンバーカードや運転免許証など）

3 市役所の窓口で提出する場合

提出場所：柏崎市役所 2階 税務課 5・6番窓口

受付時間：8：30～17：15（土日祝日を除く）

【持ち物】

□ 確認書

□ 本人確認書類の写し（マイナンバーカードや運転免許証など）

□ 口座のわかる通帳やキャッシュカードの写し

●提出期限

令和6年10月31日（木）

※上記期限までに提出がない場合は、調整給付金の受給を辞退したとみなします。予めご了承ください。

裏面もご確認ください





調整給付金の制度について Q&A

Q1 定額減税とはどのような制度か

A 納税義務者本人および配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分推計所得税額から3万円、令和6年度分個人住民税所得割額から1万円を減税する制度です。

Q2 定額減税調整給付金とは何か

A 令和6年分推計所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が定額減税可能額より少ない場合、減税しきれない部分を調整するための給付（調整給付）です。

※調整給付金額や定額減税可能額は確認書に記載してありますので、ご確認ください。

Q3 調整給付金はどのようにして決まりますか

A	所得税	定額減税可能額	—	令和6年分 推計所得税額	=	①
	住民税 所得割額	定額減税可能額	—	令和6年度分 個人住民税所得割額	=	②
	給付金額		=	①+②（1万円単位に切り上げ）		

Q4 令和6年分推計所得税額とは何か

A 柏崎市が所有している令和5年中の課税資料から所得等を基に算出した所得税額です（復興特別所得税は含まれません。）。

Q5 給付額が不足していたら、追加の給付はありますか

A 令和6年分の所得税額が確定した後、また令和6年度分個人住民税所得割額が変更となり、今回の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年度に給付予定です。

Q6 調整給付金はいつ支給されますか

A 柏崎市が確認書を受理した日から3週間程度です。

Q7 調整給付金についての問合せ先はどちらですか

A 調整給付金の制度に関することや給付の受け方などについては、下記コールセンター宛てにお問い合わせください。

※コールセンターでは個別具体的なお問い合わせ（対象か否か・支給金額・課税内容による有利不利など）にはお答えできません。予めご了承ください。

お問い合わせ先

柏崎市定額減税コールセンター

0120-200-682

受付時間 8:30～20:00（土日祝日を含む）

※コールセンター設置期間は令和6年8月1日から令和6年11月30日まで



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

【調整給付金担当部署】右の二次元コードから調整給付について確認できます。

柏崎市役所 税務課 市民税係（2階5・6番窓口）

TEL0257-23-5111（代表）内線2211・2202・2201・2208・2215・2210

